新約聖書羅馬書 全

02-SHI
海老澤文庫

02-SHI

耶蘇降生一千八百七十七年

翻譯委員社中

新約聖書羅馬書

明治十年

日本横濱上梓

使徒パウロ人よりおくまる書

第一章

耶蘇キリストの僕パウロ使徒となり神の福
音のためよりまるこの福音はさきにその預言者
らもて聖書ふもちひたまへるそのまて三その子
らの主耶蘇キリストをさして示せり。この肉體よりはバ
ダビデの裔よりうまれ四聖善の靈性よりは復生しらるま
りてあきらかに神の子たるをあらはせり五まことに彼よ
り恩惠と使徒の職とをうけこれをその名のために萬國のひと
びとをして信ドもたしめんとせり六なんぢらもその人
のうちにありて耶蘇キリストの召をうけしものなり七我

法老湯考道文庫

すべてロヽマにをるところの。神にいつくしまれ召をかうむりて聖徒ととなへらるゝものにまで書をおくる。なんぢら願はくはわれらの父なる神および主イエスキリストより恩恵と平康とをうけよ○先なんぢらの信仰を世こぞりて傳揚たるがゆゑに耶蘇キリストによりてなんぢら衆につきわが神に感謝す
九
わがその子の福音において心をもてつかふるところの神はわが不断なんぢらをおもふその證なり
十
つねに祈禱して終にいつか神のこころにかなひて平坦なるみちを得ば
なんぢらにいたらんことを求む
十一
まことになんぢらを見んことをふかく願ふはなんぢらを堅固せんためになんぢらに靈の賜をあたへんとおもへばなり
十二
すなはちなんぢらの中にありてわれらたがひの信仰によりてわれひとともに慰むべし
十三
兄弟よわれしば〳〵志をたてなんぢらにいたり他の邦人のうちにあるごとくなんぢらの中にも果をえんとせしかども今にいたりてなほさまたげらる。此をなんぢらがしらざるをこのまず
十四
われはギリシヤ人および異邦人および智人および愚人にも負るところあり
十五
このゆゑにわれは力をつくして福音をなんぢらロマにある人々にもつたへんことをねがふ
十六
われは福音を恥とせず。この福音はユダヤびとをはじめギリシヤ人まですべて信ずるものをすくはんとの神の

大能あるべきなり。神の義ハくるしてあらはして信仰より信
仰よりうまる。錄て義人ハ信仰によりて生べしとあるがご
とし。そは神のいうりハ不義をもて眞理をおさへるひと
びとの忌べきの不虔不義よりむこうひて天よりあらはる。そ
ハ人のあらゆるきゝろの神の事情ハひとよ顯明よりてを
でる神をもて人よりあらはさるべきなり。それ人のうる
こゝろをそなへる神の永能とその神性ハ世のもしめよりて
のこゝ造られてるものよりの曉えておきこうの見るべし。
このゆゑにひとゝ惟誘べきさぐるし。そもそも神を知りて
なほこゝろと神とあがめ感謝まるこゝろをせぎうへつて

その思念をみだしそのあらゆるの心くらくるもり。みづ
うの智とうあるて愚昏なるものとなり。杉壞さる神の榮
光をうのくてくちちらべき人をおようひ禽獸昆蟲のうゝもに似
たるのゆゑに神いうもとその心の嗜慾をほしいまゝ
ままにまつせて互にその身をもづうしむる汚穢にそこく
せり。うもゝい神の眞をうへて偽とおし。造物主よりも
受造物をあがめ奉てこもよつうふ。神いうきりおく頌美べ
きこゝのありアーメン。こもよりて神いかもこゝのもづべき
慾をおもまつせたまへり。その婦女さくも順性の用をこの
へて逆性のうゝとあれ。うのくのこゝ男子いまゝをんあ

の順性の用をもてたがひに忠慈のこころをもやしなひ男と
をのことなりつるこをもあはれてその悖戻にあらんべき報をと
おのの身にうけつる 六 かゝるこゝろを存ることをこ
のまざまざ神もこの悪心をいきて行ましきこゝろを
ふもつまらせたまくり 七 もくべての不義。惡慝。貪婪。暴很を充
そものの妬忌。凶殺。爭鬪。詭譎。刻薄をみしるものの 三 ま
讒害。毀謗をあし。神をうらむるもの。狎侮。傲慢。吟夸。譏詐。父母
に不孝 三 頑梗。背約。不情。不慈。あるもの 三 もくべてこゝろをお
こるふものハ死罪にあらるべき神の判定をありてあ自
己おこるふのをあらぢ。まことを行ふものをもよろこべ

第二章 このゆゑにあなたの人を議ところの人よ。あんぢ推
諉べきあ。あんぢ他人を議ハまつ〳〵ちの道の罪とさゞ
むるありそい議ところのあんらもあるしく〳〵こゝをもこゝる
ばあり 二 かくのごとく行ふものを罪まる神のさばきい
眞理にかゝるとまつ〳〵ハあるる 三 こゝをのこゝをあこゝる
ふものを議ておおじくこゝをおこるふ人よ。あんぢ神の審判
をのがをんくおとふや 四 あんぢ神の豊厚なる仁慈と寛容
あるこ恒忍たまふこゝを藐視ゝ。その仁慈ハあんぢを悔改に
みちびくあるをあらぢを 五 剛愎にして悔あきの心にあらぶ
ひおのをのためにに神の怒をつゝてその義勦のあらをあん

震怒の日におよぶあり　六神は人のおこなひに応じて
おのおのその報をなすべし　七たゞ志のびて善をおこなひ
榮光と尊貴と不朽壞とをもとむるものは永生をもてむ
くいん　八されど爭鬪をなし眞理に逆らひて不義に
つくものはむくゆるに念と怒と患難辛苦とをもてせ
ユダヤびとをもとめギリシヤひとをもとめて惡をおこなふ人に
およぶあり　九ユダヤびとをもとめギリシヤびとをもとめて善をお
こなふひとには榮光と尊貴と平康とをもて報ゆべし　十こ
れ神は偏視なけれバなり　十一おほよそ律法なしに罪を
なせる人はおなじく滅びあり　十二律法をもて罪をなす

せる人はおなじく照らさるべし　十三神のまへに義
とせらるゝは律法をきくものにあらず義とせらるゝは律法
をまもるものなり　十四そもそもおなじく律法をもたぬ異邦人なれ
ども本性にて律法の載するところをまもるバ律法なしといへど
己のおきてたるあり　十五かれらはその良心にこれを證をなしてその思念
きてのエにあらはしその或はたがひに非あるひは是なるを示せり　十六それ審判
ハまたが福音にいへるごとく神はイエスキリストをもて人のか
くれたるをさばくなり　十七ユダヤ人ととなへ律法をたのみ神あるを誇り　十八その旨を志

て律法にあらひて是非とまきまく　九　みづから醫者のてび
き黑暗にちらるるもの　十　おろかなるものの師まちべの傳
ときあるひ。また律法にふいて眞理と知べきらるるの式を元
らりとせば　十一　ゆゑ人を試をしへて自己を試をしへざるこの。
あんち人に竊あるうをてもめてみづからぬきみもちるの　十二
あんち人に淫をるあるうをとさしてみづから淫をるのあ
んち偶像をまくるてみづから殿の物をもちのまる　十三　あんち
律法に誇らりてをつうらおきて試をのしへ神をかろしむる
の　十四　神の名はあんちによりて異邦人のうちに謗讟をらり
し錄いうをあるごとし　十五　あんちをしへ律法をもてあるば割禮

は益あり。もし律法をつかさどるあんちにかはいまいは割禮あ
きてのごとくなるべし　十六　このゆゑに割禮あきとのまらし
律法の義をまもらばそのあきらいあきも割禮せりといは
ざるを得んや　十七　そをうまるつけるまも割禮あくしそ律法
をまもるものは儀文と割禮をもてあほ律法を試をのまあん
ちを罪をさしめん　十八　あらもちるもユダヤ人たるも實のユダヤ人に
あらずあらくるまもの割禮あるもまらこの割禮あらぎ　十九
ゆへつて隱にユダヤ人たるものはまらこのユダヤ人さらず。まら
割禮は露にありて儀文にあらぎ心のうちにあるを心のうちにあ
る割は人によりらず神によりらむ實あり。そ

第三章　あらうしバ　ユダヤ人の　をごりと　ところハ　何ぞや。まさ割
禮の益　をるところハ　ありよぞや　そハ　もつぱらの事　なおいて
益　なし。第　ハ　神の諭　をもて　かきて　証　なまへること
こゝろ　三　こゝろ　信せざるものの　おもてをいうん。その不信
ハ　神の信　をもらいべきこゝろ　もつて　その人と　偽とする
も　神と　眞　をもつぱ　ぢんぢのつくる　詐ハ　義と　はし　ぢんぢ
ぶ　鞠　さゝ　ゝき　勝　をえんと　ちるハ　うもてる　ごゝ　ゝ　をもてうぶ
不義　をし　神の義　をあらもて　りハ　何　いふべきの　怒
をもつる　神ハ　不義　をもつ　ぢ　人　をもつて　いふのを
然　らし　あらしぢ　をしる　をもて　ばハ　神　いうを　して　世　をさ

をうんや　をも　神の眞　をもつ　いらもて　をもて　あらもて　をも。そ
の榮光　いやまさ　ばハ　我　いりて　まを　罪人と　せ　をもんや　ハ　如此
あらば　をもて　をもて　が　誣　らも　ごゝ　善　をきて　をもて　せん　をて　惡
をもハ　をもて　をもて　や。此　をも　をも　ら　が　詐　をいて　をる　をものありか。
る人の罪　せ　をもて　るべきハ　宜　をもて　ありて　をもて　をこの　ばいろを　ぞや。をも
ら勝　をもて　るの　決て　をし　そハ　をも　をもて　をる　ユダヤ　びと　をも　ギリシヤ
びと　をも　をも　罪の　をもて　あり　をこと　を　證　せり　十　をもて　して　義人
なし　ひとり　もある　をも　とある　ごゝ　ごゝ　十一　明達　をものを　ふく　神
をも　をもて　をもるを　をもの　をも　十二　皆　をまりて　全く　よこしまに　をもて　あり
善　をも　をもを　をもの　をも　一人　もある　をも　十三　その喉ハ　やぶを　し　墓

その舌は詭詐をふ〜その唇は蝮の毒をとゝの　十四　その口
を詛と苦とをそみち　十五　その足は血をながすことに
やし　十六　殘害と苦難はその途にのこりぬ　十七　こゝに平康な
るこゝろを知らず　十八　その目前に神のおそれなしこゝに　十九
そもそも律法のいふゝところはその下にあるものにあたるを
ゝはしる是はものゝ口ふさがりまつ世の人こぞりて
神のまへに罪あるものとなりぬ　二十　このゆゑ
にきその行ひによりて神のまへに義とせらるものゝ一人
たりあることなし　二十一　そは律法によりて罪をしるなり　二
今はその法なくして神の人と義とせらるゝことあらはれ

て律法と預言者はその證をなせり　二十二　すなはち耶蘇キリスト
を信ずるによりてその義を神はまことの信者にくだしたまふ
へからず　二十三　そは人をふかきことに罪をなせるゆゑに神より榮を
うしなへるなり　二十四　たゞキリスト耶蘇の贖によりて神のめぐ
みをうけ功なくして義とせらるゝなり　二十五　神は容忍てすぎこ
しかの罪をゆるせりこゝにまことにひらけたるその義をあらは
さんとて耶蘇をたてゝ挽回祭物となせり　まことにその血
を信ずることにあるあのそなへものなるなり　二十六　神は耶蘇
を信ずるものを義とまことにまことをみづから義たらんことを
と今その義をあらはさんとて誇ることゝはいらこと

あるや有ことなし。なにの法をもてなしとする。その行のちからか
にあらずぞ信仰の法なり 廿八 ゆゑに我おもふに人の義とせ
らるゝは信仰によりて律法のおこなひによらず 廿九 神はたゞ
ユダヤびとのみの神なるや。また異邦人の神ならずや。然り。
まことにことくにびとの神なり 三十 それ割禮せしものをも信仰
によりて義とし、また割禮なきものをも信仰によりて義と
する神は一なればなり 三十一 さらば我ら信仰をもて
律法を廢するやあるべからず。かへつておきてを堅固するなり

第四章

さらば我らが祖アブラハムは肉體について何の得
しところありといはん 二 もしアブラハムおこなひによりて
義とせられしならば誇べきところあり。されど神のまへ
にはあることなし 三 それ聖書になにといへるぞ。アブラハム
神を信ぜしにこれその信仰を義とせられたり 四 工をなすもの
の價はめぐみといはずうくべきものなり 五 されどはたら
きなきものも不義なるものを義とする神を信じてその信
仰を義とせられたり 六 さいはひなる神に義とせらるゝもの
の福なることはダビデがいへるごとし 七 云その不法を
ゆるされその罪をおほはるゝものはさいはひなり 八 主の
罪をおもはせざる人はさいはひなりと 九 この福は割禮の
かまあるや。割禮なきものにもあるや。そもそもまたアブラハム

いその信仰と義とせられたりといふ。十 されば義とせらるるや割禮をうけしのちなるか割禮をうけしのちなるか。まだ割禮をうけざる前なるか割禮をうけしのちなるか。まだ割禮をうけざる前なるかありて割禮の號をうけしにいまだ割禮をうけざるさきなる信仰によりて義とせられたる印證なり。かの割禮をうけざるすべての信者の父として義とせらるるの義とせんためなり。十一 また割禮をうけるものの父となるなり。たゞ割禮をのみうけるのみならず我らの主イエスの足跡をふむものたちなり。十二 そはアブラハムとその子孫となる世界の世嗣となるべきとえらばれしその神の約束

いはその信仰の義なるよりまづ信仰の義なるよりなり。十四 もしそもそも律法によるものなるならばなんぢ信仰もむなしくやくそくもまた廢すべし。十五 そは怒をきたらするものは律法なり。おきてなくば犯すこともあるまじ。十六 このゆゑに信仰によりて得させるまことを恩によりてその約束をアブラハムのすべての子孫によらずせんげたるあるたる律法をまもるものをのみをぶるアブラハムの信仰によらんもののみにあらずアブラハムはすべてのぢちんぢを立ておほくの國民の父となるべしと錄されたるごとくアブラハムはその信ずるところの神なるんち死したるものをいのちあらしめ無きものをあるがごとくなる神の

まことにおいて多くの衆人の父となり大かたの望べくも
あらぬときに希望をおほせの國民の父となるべきことを
信じ、そはあんぢの子孫のごとくなるべしといひたまひ
しによりてなり　十九　かれその信仰あつかりしゆゑ齢あつ
そ百歳にしておのが身のまさに死なるがごとき　サラの胎
のまねるがごときをもかへりみず　二十　不信によりて神のやく
そくをうたがはずかへつてその信仰によつてすこ
神をあがめ　二十一　神はその約束したまふところをうるをもつて成
うべしとかねてよりの決意なりしゆゑにそのゆゑよりその人に義とせら
れたり　二十三　それ信仰によりて義とせられたりと錄されしは

たんに己の為のみにあらずまたわれらのためにも錄されしなり
二十四　われらもまた信じたてまつる者なれば義とせられんなり
を信じたてまつるなり　二十五　主イエスを死より甦らせし神
二十六　されば義とせられたるのちは我らは神に對して平和を
得たり　二十七　また我らは今この恩寵のうちに立てり
二十八　また我らは神の榮光の望みを喜ぶなり　二十九　
また患難のみならず我らは患難をも喜ぶなり　患難は忍耐を
生ずることを知るゆえなり　三十　忍耐は練達を生ずることを
知るゆえなり　三十一　練達は望みを生ずることを知るゆえなり
三十二　望みは恥じしめられざるなり　三十三　
我らに與へられたる聖霊によりて神の愛我らの心に注がれたり
三十四　我らの未だ弱きときにあたりてキリストは
時に當りて不信者のために死たまへり　三十五　
義人のために死ぬることは稀なり　善人のためには
あるいは死ぬることもあるべし　三十六　
されど我らの未だ罪人なりしときにキリストは我らのために死たまへり
三十七　されば今はかれの血によりて義とせられたる
我らは神のいかりより救はるべしなり　三十八　
我らは敵なりしときかれの子の死によりて神と和睦
したてまつりたるなれば和睦せられたる我らはかれの
生によりてなおいよいよ救はるべしなり　三十九　
しかのみならず我らは我らの主イエスキリストによりて
神をよろこびたてまつるなり　四十　
されば罪のゆえに死の入りしごとくに義人のゆえに
生命の入りしごとくに人のすべてに入りたり
四十一　
されば罪のゆえに死の入りしごとくに義人のゆえに
生命の入りしごとくに人のすべてに入りたり

第五章

四十二　
このゆえに我らは信仰によりて義とせられたるゆえ
神とやすらかなることを得たり　
我らは主イエスキリストによりて神に
ありて　二　また我らは彼により信仰によりていま居るこの
恩にいることを得つつ神のさかえをのぞみてよろこ
びとなす　三　ただこれのみにあらず我らは患難をもよろこびとなす

そのゆゑハくるしみハ忍耐を生じ 四 にんたいハ練達を生じ
練達ハ希望を生ず 五 きぼうハ羞をきたらせざるとなる。
これハわれらに賜ふところの聖霊によりて神の愛わがこゝろの
こゝろに灌漑がるればなり 六 われらなほよわかりしときキリスト
さだまりたる日におよびて罪人のために死たまへり 七 それ
義人のためには死るもの殆まれなり仁者のためにハ死る
ものハあるひハあるもやあらん 八 されどキリストハわれ
らのなほ罪人たるときわれらのために死たまへり。神ハ
これによりてその愛をあらハしたまふ 九 今その血によりて
われら義とせられしなれバ況てかれによりて怒をまぬかれ
ざらんや 十 もしわれら仇敵たりしときにその
の子の死によりて神にしたしむことを得たらんには。すでに
て親をえたるいまその生によりてすくはるゝことを得ざ
らんや 十一 ただこれのみならずわれらに親をえさせたまひ
し吾主いへすキリストによりてまた神をよろこびぬ 十二 されば
是ひとりよりつみの世にいり罪より死のきたり人みな
つみをおかせしゆゑ死のすべての人におよびたるがごとし 十三
律法をさづけられしときより前にもつみハ世にありき。律法な
くばつみを人に帰することなし 十四 されどアダムよりモーセ
にいたるまでアダムの罪とひとしきつみを犯さざりしものの

まも死にこれをもて王となりアダムにまるもきくんとまるを
の模るをさきて罪のことくに恩賜のごとくにあ
らむをもて一人の罪によりて死るものあるかをもて神
のめぐみと一人の耶蘇キリストによりまる恩のこと
あるかの人にあふをさくんや共賜にひとりよりきたる罪
のごとくにあらむをもて審判にひとつの罪よりつくせるを
賜にあるかのつみより義とせるもの一人つ
ねをのせるにより死このひとりによりて王くんまいを
しあぶるかの恩と義のうけるものはひとり
の耶蘇キリストにより生にありて王くんやこのゆ

為に一の罪よりつをせらるるこのもくての人におよひ
ごとくに一の義より義とせらるるもくての
人におよぶ九そをひとりの逆によりておほく罪人とせ
らるるごとくにひとりの順によりておほく義とせらるべし
十律法をくわるるはつをもきくんあるいさをも罪のを
もくところあるは恩もいやまさせり十二こを罪の死をもてつのさ
ばをるごとくに恩もまをこの主耶蘇キリストによりて永生
にいたらせんおたあに義をもてつのさばり

第六章 おもうにいまをいかん何をいくんや恩のまさくんたあに
罪にとるべきか十一おもうをそをもをもに罪において死しるものか

るよいうでまはその中まおいていきんや三耶蘇キリストま
合んとてバプテスマをうけしものいまるのちその死まあも
んとてこと色をうけしあるをあんちまちざるまう四ゆゑま
まままその死まあるバプテスマまりてこの色とまるまる葬る
るハキリスト父の榮まりてよみがへらさしこと色まま
らも維新いのちまあゆむべきあり五まとまま色かま
の死の狀まひとうハまま色の復生まひとうる
べしままの舊人うまま十字架まつけらるハ
罪の身まうしていまま罪まつうくさまたあるとま
色ハしるヒそハ死しまのい罪まりゆるさる色ハ

まままもしキリストとまもまる死ばまうまとまもまる生んこ
とを信ぜ九キリストよみがへりてまたまを死もまうま
まま主とまるざるをしまりこ色その死るハままつい
まば死そのいきしハ神まついて生まあり十如此あんち
らもままのまい色をキリストまり罪まついてハみつか
ら死るものまま神まついてハ生るものありとおもふべし
十一このゆゑまあんち罪をまぬべき肉體まを王たらしめて
その慾ままたがふまま十二まあんちらの肢體を不義の
うつはとまして罪まを獻こと色おうま。死より復生しまのいこ
とくおのを色を神まさしげまま色ハいと義の器とまして神

又服事べし　二　汝なんぢら恩のもとにありて律法の下に
あらざるゆゑに罪はなんぢら主とあることあけべからず　三　如
何いかん。我ら恩のもとにありて律法のもとにあらざるゆゑに罪を犯すべきか。如何なんぢら身を
さゝげ僕となりて誰に汝らさうふるとも其汝らこゝろの僕
となるを知らざるか。あるひは罪の死にいたるまでとなるべきか
あるひは順のもとにいたるまでとなるべきか　四　されど神に感謝せよ。なんぢらは素これまでの僕たりしかど今は心をこめて
授けられしところの教への範に心より汝らこゝろをひて
罪よりゆるされて義の奴となるべしとあるべからず　五　我人

の言をうりていふるはなんぢらが肉體よわきゆゑなり。お
んぢらその肢體をさげてけがれと惡のしもべとなり惡
に入りしごとく今まさその肢體をさげ義のしもべと
なりて聖潔に入るべし　六　そはなんぢら罪のしもべなりし
ときは義にいとゝ、ぶるまひあり　七　なんぢら今はづるこ
とのこゝろを行ひしそのときの果をえたりしやこれ
らのことのはては死なり　八　されど今は罪よりゆるされて
神のしもべとなりたるときは聖潔に入るの果をえたり。うつ
その終はつぎの生なり　九　罪のあたひは死なり神の賜
ものは我らの主耶蘇キリストにおいて賜たる永生

あり

第七章 兄弟よ汝らは律法を知るものなればなり人のいのちのつづくかぎりその主たるを知らざるか 二 夫ある婦はおきてのために夫の生るうちはそれに繋るべしもし夫死なばそのおきてより脱さる 三 されば夫のいけるうちは他の人にゆかばこれ淫婦ととなるべし されどもし夫死なばその律法よりゆるされたれば淫婦にはあらず 四 されば我らの兄弟よ汝らもキリストの身によりて律法に対して死たり汝ら他人にゆかんためなり 五 肉にありしときは律法によりて生る罪の慾はもろもろの肢體にはたらきて死のために果をむすぶべし 六 されど今我らをつなぎたるものに対して死たれば律法よりゆるされ儀文の舊様によらず靈の新様によりてつかふ

と

律法は罪なるや 七 されば何をいふべきか律法は罪なるやと言ふに律法によらざれば罪のつたなきを知ることなし そのゆえは我むさぼりの罪たるを知らざるなり 八 されどつみは誡の機によりてそのうちにさまざまの貪をおこせり 律法なければ罪は死るものなり 九 されどむかし律法なくして生たりしかど誡命きたりて罪は

いきゝへりて人をいかさん爲のいき
めいうへつてこゝをもて死しむることのとる事り 十一 いかゝ
とあるを罪いまゝめの機に乘てをもてまどもゝその誠
命をもてをもてところせり 十二 それ律法は聖潔いまゝめもき
よく公義うつ善あり 十三 さゝバ善あるものをもて死しむる
か去うらば死しむるものは罪あり つゝは善あるものをも
てそれを去るゝむをバそのの罪ゝることあゝをもまゝいま
しめようて罪のをるてぶゝきこゝはあゝもゝあり 十四
そを律法い靈あるものとゝをもてゝはしるゝをもとそれは肉る
るものゝして罪の下ゝうをもてり 十五 そは其の行ふところ

のものはそれもこゝを是ゝはをゝをもの願ところのまの我こ
をもをあるをもまゝが惡ゝゝろのものをこれを行をるり 十六 も
しをもねゝがをもざるゝゝろのものを行ふゝきはおきてを善
ゝを去ゝバいまよりこゝを行ふものは我まあゝをゝで
をもを居ゝゝろの罪あり 十七 善あるものは我をるいちをが肉
をゝをゝざるをあるゝそは願ゝゝろをもあをゝも善をおこ
るふこゝを得ざをもバあり 十八 をもねゝふゝゝろの善はこれ
をおこあをゝゝ。反てねゝがをもざるゝゝろの惡はこゝをおこる
へり 十九 ゝゝをもねゝがをもざるゝゝろをおこあふゝゝはこゝを
を行ふものはをもまあゝゝをもを居ゝゝろの罪あり 二十 こ

のゆゑよりて善をおこなはんとおもふときは惡のまことを
をるこの、の法あるをおぼえ三そこいまこころにある人はつ
いてい神のおきてをたのしめども三まことの肢體はほうの法
ありてこころの心の法とこころひとつにして肢體のう
ちにをる罪の法はあさましきものをさとり三あるまこと困
苦人あるこうなごての死の體よりまことをとくそんのものは誰そ
や二五こころまことの主耶蘇キリストあるのゆゑは神に感謝を
さるべきまことづこころにてい神の法にもてうひ肉にてい
罪のゆゑに服あり

第八章 このゆゑに耶蘇キリストにあるものい罪をしらるる

こころあり　そい活を靈はのゆゑに耶蘇キリストによりて罪と
死の法よりまことを釋せばあり三そこに律法は肉によりて
無力そのあさましさるゆゑに神はあ一なまくりまるゆゑにち
おのこの子を罪の肉のようにして罪のつめにつうた
しそのの肉においてつを罰しぬ四そこに律法の義は肉にあら
さるもの靈にあるゆゑに成就せんがた
めあり五肉にあるゆゑのいは肉のことをおもひ靈にあるこ
ろふものは靈のことをおもふ六肉のことをおもふは死な
つ靈のことをおもふは安あり七そい肉のことをお
もふは神にもてるゆゑにありゆゑに神の律法にもてがたそ

まつ服らとあるとざるまよるハ為こうして肉をるるものハ
神の心をこうるふらとあるとぞ九もし神の靈あんちをを
ををあんちらハ肉ををらて靈ををん。あほよそキリストの
靈あきらのハキリストを屬ぞるものあり十をしキリストあん
ちををらバ肉體ハつをををよりて為を靈魂ハ義をよりて生
ん十もし耶蘇をよみぐらせしをを靈あんちらをを生
バキリストをよみぐらせしをのハそのあんちらをもむと
ころの靈をもてあんちらの死べきこうをを生もべし十一
このゆゑを兄弟よ。をを肉のためを負をろありて肉を
あらぞひつをるものをあらぞ十二をし肉を為ぞひつの

へおバ死べしもし聖靈をよりて肉體のたらきをころさ
バ生べし十三おほよそ神の靈をみちびうるものハこを也を
るうち神の子なり十四あんちらこがうけし靈ハあらずたるも
のごとくふたたび懼をいだく靈をあらをアバ父とよぶ
子たるとの靈あり十五聖靈みづからをもらの靈ともを
をもらが神の子なるを證ををもらもし子たらバまた世
嗣をん。をるうち神のよりをきをてキリストとをもをら
ぎたるとのあらをもらもしらをとをもを苦をうけるバう
ををとをもを榮をもらべし十六おほよを今のときのく
らしらハをもらをあらたをん榮をとらぶべきをあらぞ十七

造受者のふうきのぞくみハ神の子どものあらはれんこと
をまちてゐるなり　二十　そハつくられしものハ虛空ようらせ
らるゝいその願ところよりあらぎるもこれを令歸もの
よりなり　三　まことつくられしものみづから敗壞の奴ゝるこ
とをのがれ神の子どもの榮ある自由ようんこと
ゆるされんとの望をたもつなり　三　萬のつくられしも
のハいまよりいたるまで非常なる歎とも勞苦ごとくあるをなほ
らハしる　三　そのもの計あるのみならず聖靈のもたゞめて
むまれる實をもちるなるもまづこころの中ようふけ
きて子となるべきこと即ちわれらの肉體のあがなはれんこと

をまつ　二四　なほまつ方救をうけハ望ようなほまだ望をみを
まつのぞみるべきぞよみるとゝろのものハいかでまたこ
れを望ん　二五　もしまだいまだ見ざるものをのぞまば忍
のびてこれをまつべし　二六　聖靈もまたわれらの弱をたすけ
たまふハいのるべきところを知ざるとも聖靈みづから
いひがたきの慨歎をもてとゝのたまふ　二七　人の
こゝろをさぐるものハ聖靈のおもひとなるをしる。そハ神
の心ようしたがひて聖徒のとゝのふいのりをなす　二八　また
ての事ハ神の旨ようりてまねのたまふる神と愛するもの
のためよろづのことを益となるをしるなり　二九　きて益となるをしるハ

三四 そは神はあらゆる知たまふところのものをその子の
うちにあらせんと預言をさづむ。こゝにその子をはほ
くの兄弟のうちに嫡子たらせんがためなり 三五 まことあらゆ
しめ定たるところのものいこうをまねき招たるものゝこ
とを義とし義とをるものいこうを榮をたまへり 三六 さら
をこらしのらるゝまいてあるまをのいたん。神をまつを
まらるゝべ誰かまつるまを敵せんや 三七 かの色の子孫をしまを
ト生るまをらをべてのいうまよこうをとをこるものい賞ク色
ヨをくして萬物をもまつるまよたまをぎらんや 三八 神の えらを
ふるものを訟んものいたる色ぞや。義とをる神あるこの 三九 つを

をさづもるものいたる色ぞや。死てまをくをり 神の右よ
ありてまつるのたるまよりあしたるまよキリストあるこの
三五 キリストの愛よりまつるをとをるまをたる色ぞや。
患難あるこの。あるひハ困苦か。迫害か。飢餓か。裸体か。危險か。刀劍
あるこの 三六 こまつるまを終日あんぢのこるまよ死よるこさを屠
らるんしをる羊のごくをるまをとをるまをとを錄をるるがご
とし 三七 されこもまつるまを愛めるこのまよりをべてこれら
のこをまを勝得てあまりあり 三八 そは あるひハ死。あるひハ生。
あるひハ天使。あるひハ執政。あるひハ有能。あるひハ今ある
ものあるひハ後あるもの 三九 或ハたるき。或ハふるき。まを

他のつくらをしものハまれを吾主いをそキリストまうをし
る神のいつくしみをまうをるこあるをさるものの
るとまれハ信せり

第九章 つをしキリストまつけるものあるべうの言ハ眞まして
偽ふし。うつまの良心せいまひまいまを感して ニまをまあほへの
る憂あること心またくさるの痛あらくしと證をニも
しうの兄弟まの骨肉のたるまをあんまハ或ハキリストより
そうをし沈淪まいうんもまうこうの願あり四うをまハイスラ
エルの人あり神の子るること。まと榮光。まと盟約。まと律法と
たうをしこと。まと祭儀。まうやくそくハみるかをまをまつ

けり五 列祖ハこをしうをまの祖宗あり肉體まをまていをで
キリストもまこうをしまをまより出。くをまハ萬物のうをまあるて世
世ほをれとうべき神ありアーメン 大今いるをまをまハ神
の言のをまをまりといまをまあるそハイスラエルまりいで
るものことくくイスラエルまをあるて ヒまと アブラハム の苗裔
るをしべとして悉くその子たるまあるをたで イサクまりいでるも
のあんちの後代とをまくらるべしと錄をまたりハをまるい
ち肉まりて子をまるものこれらハ神の子をまるあるべ
たるやくそくまりて子たるものいその後代とせをまを
あり九 期いをまをまハをまきをまんサラまを男子あるべしとこ

是やくそくのことばあり一こゝ是のとき来りべかるべしの先祖イサク ひとりまたゞひて二子をもうみしときその子いまだうまれぞまだ善惡とあらざるまゝ神の選たまひしことゝ行よりて召よるをあらはさんとて十二長子は幼子につかへんとリベカにいひたまへり十三錄して我はヤコブを愛しエサウをにくめりとあるごとし十四然らばいかゝ神に不義あることゝあるやあることなし十五神モーセにいふ我は憐ん人を憐ん人をあはれむものをめぐみ憐ん人をあはれむものをめぐみ十六さればこの願ものにも趨ものにもよらでめぐむことゝの神によるなり十七聖書のうちに神パロにつげたまへんためにこの特にるんぢをたてたるは權能をあらはしまさまの名をあまねく世界につたへんがためなりと示たまへり十八さればこの神はあはれまんとおもふものをあはれみ剛愎にしたがはせんとおもふものをかたくなにしたがはせり十九さればこの人よいなん。神なんぞなほ人をとがむるや誰かその旨にさからふらんとせんと二十あゝ人よなんぢ何人ぞ神にいひさからふやつくられたるものは造りしものにむかひてなんぢ何故にかくなしたるかと言べけんや二十一陶人はおなじ塊にて一器をとりて一のうつわをいやしくつくるの權

あるまあるぞや三 神いうをあるまてその能力をも
めさんために滅亡にそなわれる器をあがくたく忍らを
ふ三 まて榮光にあるこのトめ備へめくみの器にその榮の
ゆるのあるとちめさんとせバまてなぜ何のりふことあらん
や三 このめくみの器をもちまてめさまてしこころのも
のいてユダヤ人のをるべきまて異邦人のうちまても名
れまて三五 神ふセヤの書まてれぬまてが民まてざりしものを
まてが民とをるく愛せまてりしものと愛せまてるものとをるくん
三六 又をるんちまてが民をるべきていまてまてりし其處のかまて
も活神の子とをるくらんといまてるがごとし 三七 イザヤ

もイスラエルについてよまてりいひりるハイスラエルの子の
うまてハ海の沙のごとくなれまてもまてまてものハまてにて
づからるん 三八 神い義をもてそのことをまてさだめこうまてを成
をまてまてべしそハ定たまふとまてろのことハ主まてやうまこ
の地におこなふべけまてバるり 三九 まて前にイザヤいひて
一萬軍の主まてまてにあまをのこさまてりしまてバまてもを
でにソドマのごとくなるんまてまてゴモラにおるとかんと
あまてがごとし 三十 さまてバまてまて何をいまんん義をおひまてあ
ざる異邦人い義をえまてりこれまてるのち信仰によるまてを
の義るり 三一 さまてと義の律法をおひまてめしイスラエルハ義

のおきて丁追及ぎりき三こういうある故ぞパきゝハ信仰
よりゝむおこるひよりてあひもとめんとせゝるぞよ躓
石につまづきゝきてばるり三視よりきつまづく石まさきに
さゝる磐をシヲンにおうんまべてこきを信ぎるものハを
づゝしめらきとと錄ききるごゝ

第十章 兄弟よりきを心にねぎふをところと神にいのるところ
はイスラエルのきゝきをんこゝきるり二かきゝが神に熱心る
るこゝとハきを證をききぞもその熱心ハ智識によるにあゝ
むきゝきを心ハ神の義と者ゝむもの義をきゝんこゝを
めゝもゝて神の義に者ゝがたゝぎるあり四きゝて信ぎるもの

の義ゝせゝきんゝあるにキリストは律法のきゝりとるきり五
モーセおきてよりきる義をさゝきいこきを行ふものこゝを
よりて生をきゝくゝと者ゝるゝゝり六きゝを信仰によきる
義ハこゝゝいゝりきんぢ心にキリストをいざるひゝぞんた
めにたきゝら天にのぼゝんといふこゝあるを七きゝキリスト
を死ゝりのゝうちよりいきるひゝらんあるにきゝ陰
間にゝゝんといふこゝあるを八きゝハさゝば何といふるを道
ハるんぢにちゝるんぢの口にありぞんぢの心にあると
こゝをきるのゝちきれゝぞのゝぶるゝゝろの信仰の道なり九そ
いゝゝんぢ口にて主耶蘇といひあゝゝきゝぞんぢ心

まて神のこゝをよくゝゝぜーと信ぜざるべー十
そを人いこゝろゝ信よて義とせゝをいはひあゝたゝて
きくたゝるゝり十一聖書ゝたゝまべてうまを信ぜるものいたら
うしめらをーといゝり十二ユダヤびゝゝギリシヤ人のへゝて
るー。そらまべてのゝもの主いゝゝ一たれゝるゝり。おほようそ
ちまを願りもむるものゝめゝをゆゝるまー十三まべて
主の名をよびゝゝもるゝものをたゝたるべー十四さまべいを
だ信せざるものゝ何よびもむるこゝをえんや。いまゝ聞
さるものゝいうを信ぜるこゝをえんや。いまゝ宣るものゝあゝ
ぞいうをきゝこゝをえんや。十五遣さまぞいうをの

ぶるこゝとえんやゝて和平るゝこゝとのゝまゝ善事
をのぶるゝものゝその足いうるたゝきうるゝあるゝこゝ
十六さまゝこゝゝく福音をきゝうけゝあゝぞイザヤうつ
て主よゝまゝこゝのぶるゝこゝろを信ぜゝものゝたまそや
ゝ十七ゝゝ十七ゝゝ信仰いきゝよりいを聞ゝゝ神のこ
ゝまゝよゝまるゝり十八まゝ問ん。うまゝいまゝきゝざゝー
の聞りその聲いあまねく世界ゝいをそのこゝゝゝ地のえ
てゝまをおゝゝ十九我まゝゝゝん。イスラエルいあゝざゝー
の知りさまゝまるモーセいふゝまゝ民ゝあゝざるものをまてる
んちゝを嫉妬せんまゝあゝろうある民をゝまてるんちゝとい

うゝせんと 二 イザヤちゝうゝるとゝゐくいひけるいまをと
尋ざりしものにまあり問ざりしものにまあるかれ
ぬ 三 まゝイスラエルについていまを終日手をあげて悖ゝる
ゝかゝる民にむくゝりといひ

第十一章

さゝばまをいはん神はその民とまそゝや決てちゝの
らぢいくゝとゝるまび まをもまゝイスラエルの人 アブラハムの
裔へニアミンの支派 ゝり 二 神はそのあゝゝゝ知ゝまゝと
ゝゝの民をまそゝりきゝるんじゝ エリアについて聖書に載
ゝることをまゝざるもの。うまゝイスラエルを神に訴いひけるか
三 キよゝうまゝいはんちの預言者をところゝるんちの祭壇を
こほそゝり只ゝまをのとゝまをゝゝが命をもゝめとゝめいとゝ
まゝるゝり 四 ゝゝゝるに何と神はこゝゝゝまひしや我をゝゝゝ
らの爲にバアルにひざまゝらざるもの七千人を保ゝりと
五 如是ゝまもるほめゝゝめ選によりてのこまるものゝり
六 ゝゝ恩にゝゝゝば功まんゝゝざるゝり。ゝゝゝされも恩に
めゝゝたゝゝぞゝ功にゝゝゝば恩にあゝばゝゝゝまをば功
にゝこゝあひたゝゝざるゝり七 ゝゝゝゝばゝるにをいはん。イスラエル
ばそのゝゝゝむるゝゝゝゝを得ぞゝゝゝまをゝゝゝのにこゝまを得
てのこゝまをゝのにゝ頑せゝまをゝゝ八 神はゝ今日にゝゝゝま
てかゝまゝに昏迷ゝゝゝ見ざる目きゝえざる耳をあゝゝ

と録きるをしがごとく九まことダビデひけるパうをうが逆
席かきりて機概えるを網羅とるを礙ものとるを。その報と
ゐを十うをうの目とくくして見しめをその持をつるを
屈しめよ十さうばうをいまんかをうが蹶いたりゐるをあよ
びしやちうを。うつてかをうをが錯失をより救ハ異邦人
こもようべりこうをイスラエルをたげまさせんが爲るり十二そし
うをうのあやまち舉世の富となりその衰敗こうをひと
の富となるんうハまてかをうの盛るるをおいてをや十三
うををるんちう異邦人いまんをうをこうをひとの使徒
るるうゆををを職と敬重せり十四こうをうが骨肉のものと

いうをしてう激發そのうちより數人をうをまんがうるを
ま十五うをうかをうの棄こうをいうこうと舉世のやうをうぎとるう
ばその收納をうをいハ死うるゆめうちより生をるドう
ちぞやゆめ薦新のパンきをうをうばまたその麵もまさきを
くゆめ根きをうをうバ枝もまをうきをうをうべしをうを幾數の
枝ちうをうをうるをんち野の橄欖るをうををその中をつ
ごを一同をその根をよりうをうもをその汁漿をうるるうば
十六原舊のえぐをむうひて誇るうを假令ほうるるもるんち
を根をうをうを根ハるんちたるもてうさうばるんち枝
のをうをうをうをうの接をんざるありといをんをさをぐを

まことの折まことは不信仰によりてなんぢが立るは信仰によ
るるまことほこりることなかれ。たゞ戒懼よ　三　そは神もし原樹
の枝をさくをしまざればおそらくはなんぢをも惜まじ　三　さ
まば神の慈と嚴るるとをみよ　そのおちたるものらには躓
者よあらまほしねるなんぢ慈によりてはそのいつくしみはなん
ぢよあらんもしさまばまたなんぢもきりたるべし
三　不信仰よりまばかならずまつの木。神はよく
らまと接うまばなり　四　なんぢらもし本うまれつきなる野の
橄欖よりきりまその性よりして嘉ん人らんよりつぎまさ
らんまいまして原樹のえらばれたるおのがその橄欖よりつぎまさ
らんや　元　兄弟よ汝らこの奥義をしらざらんを欲まんもなかれ幾
分のイスラエルの頑梗にして救者のシヨンよりいでヤコブ
の不淫をとりのぞくまその罪をゆるを時よりそれら
まこと立んこの誓いなるべし　元　福音
よりてなんぢらの益のためにかまはれまれ選擇
よりてい先祖のゆゑよりてなほ愛せらるる
元　そは神の賜と召はかまるによる　元　昔なんぢら
は神をもまこと今なんぢら不服よりてなんぢら矜恤

をうけたるごとく　三　今くまのそむけるいるんちらの
あるれをと蒙よりてまこと矜恤とうけんこあるり　三　そを
神は衆人とあるまんぐこあるよ咸こをを不服のうちよい
きとめり　三　あ神の智と識の富へふるいくる。その法度
へをでりぐ〳〵その踪跡へるぐるかこ　三　たまう主のこ
ころを知しこまるかまて共よ議こをせしや　三　たまうま
づかまて施てその報とうけんや　三　そへ萬物へくまよりい
でうまよ倚くまて歸まべありぬねがもくへ世々ほまま神よ
あまアーメン

第十二章　さまべ兄弟ようまま神のりろくの慈悲をもんち

らよ勸その身を神のくろよりるる聖活をるくをのとあ
して神よさしげよこをあまくべきの祭るり　二　まくこの世よ
ちるるるうまるんちる神の全るる善まてよるこぶべき
旨をまるんがるあよ心をくるわるるせよ　三　そまま受と
くるの恩よりてまんちる各人よつげんこるを驕傲お
ひと過分こるるまま神のおかのくよたまるるる信仰の
量よまるべひてたひるるよ思念べ　四　まるるるまま一
體よあるくの肢あをもみるるその用とあるるるぜるが
ぐるく　五　おのくキリストよおして一體こまべまたるひよ
その肢こるるるる　六　さまべるまるるるこるの恩よりてお

のおの賜をことごとくびりあるひは預言あるいはちんうの量
に応じてひとしくげんをなし　あるひは役事あるいはそのつ
とめをなし　あるひは教誨をなすものはそのをしへをなし
勸慰をなすものはそのをしへをなし　あるいは調済をなすものは
をしみなくほどこし　治理をなすものはおこたらずをつとめ
矜恤をなすものはよろこびてあはれむべし　十九愛はいつわり
なることなかるべし。惡はよくを善はたがひにあいし　十兄弟の愛をもて
たがひにあいし　禮義をもてあひゆづり　十一勤ておこたらず
心を熱して主につかへよ　十二望てよろこび。患難に忍いのりを
怠まず　十三聖徒の匱乏をうけたまはりて遠人をねんごろにせよ　十四

なんぢらを迫害するものを祝し　ぞくを祝してのろふなかれ　十五
喜樂するものとともに喜樂し　なくものとともに哀哭せよ　十六
あひとげひに意をおくなかれ　尊大なるこころをすてよ
卑微につけよ　まことみづからを智とするなかれ　十七惡をもて
惡にかへすなかれ　衆人の善とするところを心にとめて
こころをなす　十八行ふべきところは力をつくして人々と睦まじ
くせよ　十九愛するものよ　その仇をむくいるなかれ
ただ主のいかりにまかせよ。そはしるされて主のつぶやく
ひけるは仇をうけ　我かへさむと　主の言給へり　二十このゆゑに汝の仇
もし飢ゑなば　食べくまし

うらせぬもし渇うべくもまのまぜよ。るんぢ〳〵まるハ熱
炭をかしらの首につむるなり。るんぢ惡をうつる。なるを善
をもてあくを勝べし

第十三章 前上をありて權とりてるものをもぐて人々おさがふ
べし。そハ神まりのでざる權るくおほをあるところの權
ハ神の立たまふところるるべたり。このゆゑに權をさう
ふものハ神の定をそむくるなり。逆者ハうらうその罪のさ
ばとくべし。有司ハよき行のおそれあるに惡きを
きの懼怕るなり。るんぢ權をおそれざるこをねがふかたち
善をおこるべきばうをもうる權をえん。るんぢを

論ぜんるの神のしもべるなり。もし惡をあるハおそれかし
もハ徒に刀をとるに神のしもべ惡をおこなふとか
に怒をもてむくるのなり。ゆゑに必ずべ
怒によりてのみをもて良心によりて服べし。このゆ
ゑにるんぢらをつぎ納をもあよ。うもハ神の用人にして
つねにこの職をつとめるなり。るんぢ受べきところの
人にこをもあくよ。貢をもうべきものハこをもくら
ぎ稅をもうべきものハこれをぜひ畏べきことのまハ
おそれ敬べきものにこをもたふるハ。るんぢたがひに
愛と負のほかをもぐての事を人にあふこをもうる。そハ人と

愛するものハ律法をまもるべし　九　そも姦淫する
ものハ殺すべし　竊むべし　安の證をさしるべし　貪るべ
といへるこの掟ある誡あるとも　已を愛するごとくあん
なの隣をあいすべしといへる　言のうちまこのり　十　愛
ハ害をなさじ　このゆゑに愛ハおきてを完全す　十一　うく
のごとく行べし　つまづくい時をしるべし　今ハねむりより寤べ
きのときなり　そハ信仰のちからの救ハ
ちかし　十二　夜もふけて日ちかづく　ゆゑに暗昧
の行をすてて　光明の甲をきるべし　十三　行を端正して白晝あ
ゆむごとくいるべし　貪食酔酒　奸淫好色　爭鬪嫉妬ハ
あゆむらとなるべし　十四　ただ主イエスキリストを衣よ
るべくこゝの欲をおこなんがためにその備をなすこと
なかれ

第十四章　信仰のしるきものを納よ　ただそのおもふところ
を詰るべし　二　あるひとハ凡物をくらうべしと信ず　ある人
ハよわくしてただ野菜をくらふ　三　食ものハくらはざる
ものをくろしむることなかれ　つまづくるものハ食ものを
罪ありとするるべし　神これを納たまへり　四　あんぢ何人か
たまへ他人のたゝりべをつとめるもの　彼のあるひハ立あるひハ
倒ることハその主によりつかるべし　立らるん　神

は能こゝをとそう是ハあるより五あるひとハこの日をかの日
よりまさるとしあるひとハ諸日もみなおなしとを各々ミ
つゝ堅定てその心をつくすべし六日を守るものも主の
ためよりまつり日をまもりつゝさるものも主のためよりまつらば。
食ものも主のためよりくゝへり。そハ神よ謝まることをもて是
をうけ。食まさるものも主のためよりうけば。こゝ是まゝ神よ
謝まることをせり七まことのうちおのゝのためよりいき
是のうちよりしぬるものゝハそハまゝ生まゝ主のためよい
き死るも主のためよりしぬ。このゆゑよりあるひハ生あるひハ死
るもまことのうちハみる主のものなり八そは是キリストの死てま

さ生ーハまゝあるいち生者と死者の主となるためなり九な
んぢなんぞその兄弟をつゝまもるや。なんぞその兄弟と競視
やまつゝハみるキリストの臺前にうつべきものなり上
して。主のひたまへるハ。永生神まゝての勝ハまゝが
前よりかゝまり。まゝての舌ハまゝと讃美まゝべしとあるがこ
とし十二このゆゑにまゝ各おのゝの事を神にうつふべ
し十三さまゝたゞひとつの罪をさゝむることなかれ躓き
やうだいのまゝに絆跌あるひとも妨礙とおもうさゝんことを
さゝむべし十四まゝハ主耶蘇によりてまゝての物きようら
ざるものきを知うつこゝを信ぜさまゝと人のゝ不潔とおもも

ばその人はおのてい即ちきよくさるなり　十五あんちゆ
食物のことは兄弟をうきひしめば。そのおこるところ愛
の道はこのるもんたるあんち食物によりてキリストの死てくもり
さまるくるを滅亡こととあつて　十六あんちゝの善をゆて人
はそらるることをまるるの色　十七神のくるい飲食は
あるまで。さて義と和と聖靈によれる歡樂にあり　十八このこ
とくしてキリストにつかるるものは神のこころにくるひま
す人は善くせらるるなり　十九このゆゑにまた人と和睦せ
んことを相たがひに德をそなへんことを追求べし　二十食物
によりて神の造成をこわと毀ることなかれ。すべての物こそ

きよけれどもこれをくらふて人をつまづかするものは
惡とするなり　二十一肉をくらふ酒をのむ何事によりてあん
ちの兄弟をたふし或はつまづかせあるひは懦弱ならしめよ
うさるなり　二十二あんち信あるかのごとく神の前にま
ありてこれを許とせるとこころを内責こころあきらめは福な
り　二十三疑者はくらたる罪にさだめらる。こは信仰によりて
らたるべからざればなり。すべて信仰によりてせざることはみな罪
なり

第十五章　さてわれらの強者はつよくさるもの懦弱を負
ておのゝのこころに悅ばるるべきことあり　二

らおの〳〵隣の徳とそなへ善をもてこゝをよろこ
ぶべし　三　キリストをゝるは自己をよろこばせこゝ
きそハるんぢを訴ものゝそゝりハ我はおよぐりと録さる
しごゝ　四　從前より書るさるところい皆まゝをも
〳〵て聖書の忍耐と安慰との言によりて望をえゝせんさ
ゝ録せるゝり　五　ものびとゝるゝ〳〵さあをゝる神のゝん
ぢゝは耶蘇キリストをゝるひたゝひは心をおなじくまゝるこ
ゝをあゝてゝるんぢゝを心を一にして口をひゝゝまゝ
神をゝるゝちゝゝの主いゝもキリストの父と讃美をあゝも
しめたまへこゝをねゝぐゝり　六　このゆゑにキリスト神とあ

がめんゝあはゝゝゝと納ゝごゝゝるんぢゝもたゝひは納
べしへゝゝいゝん神の眞理のゝあは耶蘇キリストハ割禮
の役ゝゝるゝり列祖はゝゝゝゝしひこゝを堅固せり　九
まゝゝ異邦人もその矜恤によりて神をあゝむ。録て。このゆゑ
にゝゝ異邦人のゝちはありて爾をあゝあまゝるんぢの名を
讃美をゝべしとあゝゝごゝ　十　まゝ異邦人は主の民ゝも
ゝゝゝろこゝぶこゝをせよとゝゝ　十一　萬邦は主をいゝふべし
萬民は主を切はいゝふべし。といゝり　十二　まゝイザヤいゝゝ
くエッサイの根めざし異邦人は我をゝるんとまゝるゝの興んと
も異邦人ゝるこゝはは頼んと　十三　のぞゝをあゝふる神のゝん

ちゝをして聖靈のちからによりその望をおほいにぜんが
うめにるんぢらの信仰によりおこるすべての喜樂と平康と
みちをめたまへんことをねがふ　古　汝の兄弟よりきたるん
ぢらが仁慈にうちまくべての智にうちて。さゞひに勸うること
をを信ぜ　五　ものうきたるも兄弟よ。きたるほるんぢらにかゝひ
いたりせんがうめにすべこうぜして畧るんぢらに書おくきた
りごとは神のうれに賜ものの恩によるるりよりもちる異
邦人のうめに耶蘇キリストの僕をるりて神の福音の祭をる
し獻ものの異邦人を聖靈によりてきよまりしめ神の旨
にかなるせんうめるり　十　このゆゑにきたる神の事について

八　耶蘇キリストにりて誇ることあり　十八　いかるとあるまで
キリストうきたるけてらとくにびとを順從しめんたるに
休徵と奇跡の能と神の靈の能とあるに言と行とをもて
エルサレムより徧くイルリコにいたるまでその福音をつくさ
ぜうきたるひしらうの所をに一の言ともきたるあていたるる
なり　十一　且つきたて他人のおきし基上に建ドと耶蘇
の名のいまだ稱らきたるうきたるに福音を宣つくさり　二
いまだうきたるついに傳を得ざるものは見べくいまだ聞こ
うきたるものい悟べしとあるされうきたるごとく　三　この
ゆゑに屢さまたげらきたるんちうに到こうきたるをえざりき

三 今この地方にて幾年來なんぢらに
よりおうんことをねがふるゆゑに 二四 スパニヤに赴んついでに
なんぢらにいたるべしそは經過るなんぢらに遇ふ
ことろに滿足ことをえてまづなんぢらにまくらんこと
をのぞめばなり 二五 きたつて今聖徒をたすけんために
エルサレムにゆくなり 二六 マケドニヤとアカヤの人々エルサレム
のまづしき聖徒のために供給をなすことをよろこびとせ
り 二七 うれしてこれをなすなんその負ふところあるがゆゑ
なり異邦人は靈に屬ものをうけたらんには身ふつ
くものをもてまたこれに供事べきなり 二八 このゆゑに
きこのことを完全この果をとりてせーのちなんぢらにまりて
スパニヤにゆくん 二九 きたるんぢらに往ときにキリストの福音
のみちつる恩をもてるんぢらにいたらんことを知れり 三〇
兄弟よ我らの主耶蘇キリストにより聖靈の愛によりてなる
んぢらに勸ねがふくい我らもともかとつとめてなんぢら
に神に祈禱ことをせよ 三一 そはいたるがユダヤにある不信者に
たすけられまたエルサレムに赴つることを聖徒の心にかなせ
三 まこと神の旨にたがひ歡喜てなんぢらにいたるもの
安慰をえんがためなり 三三 平康をたまふの神なんぢら衆人
とともにいまさんことをねがふ アーメン

第十六章

コンクリエヨある教會の執事なるフイベの姉妹
フイベを安んちくヨ薦ニ安んぢ聖徒のふさわしきごとく主
によりてクヨを納その需るところ凡べてこれを助よクヨ素
おおくの人をこれをけまた我をもたもく三請ピリスキラと
アクラヨ安をとく、ウヨトコロい耶蘇キリストヨついてこれと
ヨつくむるものあり四ヨトコロの命のためヨものの首の頸
を劍の下ヨおけり。ただこれのみ異邦人のヨくてのの
教會ヨトコロ感謝せり五ヨトコロその家ヨある教會ヨ
も安をとく。ヨトコロの愛ヨるるところのエパイネトヨやきと
く。クヨ六アジヤヨおいてキリストのはじめヨむくる實ろ

ヨ六ヨトコロのためヨおほくの苦勞をせり。マリアヨ安をと
七ヨトコロヨトコロヨ囚人とるるり。ヨトコロが親戚なるアンデロニコ
とジユニヤヨ安をとく。ヨトコロ使徒ヨトコロのうちヨきこえあ
るものあり。ヨトコロヨ先ぶちてキリストヨ居りしものあり八キリスト
ヨありてヨトコロの愛ヨるるアンピリアトヨやきをとく九キリスト
ヨついてヨトコロとヨトコロヨつくむるウルバノヨトコロの愛ヨる
スタクヨ安をとく十キリストヨおいて鍛錬るるアペレヨやき
きをとく。アリストブロの家のヨものヨ安をとく十一ヨトコロの親戚なる
ヘロデオナヨやきをとく。ナルキソの家なる主ヨ居るものヨも
ヨやきをとく十二テルパイナとテルポサヨ安をとく。かくヨ

八主において苦勞せし女なり。まことに愛せらるるベルシーにやまちきをとらへ。うるはしき主にをりてもはなはだ苦勞せし女なり。主によりて安をとらへ。うるはしき母となる。ルポとその母に安をとらへ。うるはしき母にまるそもそもがの母たり。亦アスキリトピリゴンヘレマパトロバヘレメまことにうるはしきもにある兄弟に安をとらへ。亦ピロコジユリヤネリオとその嫁妹まことオルンバおよびうるはしきとともにあるまことの聖徒に安をとらへ。亦ゑんぢらの接吻をもてたがひに安をとらへ。キリストのもべての教會ゑんぢらに安をとらへ。

十七 兄弟によりゑんぢらに勸おほせそゑんぢらが學びたるところの教に反して爭をなすものを視てこれを避よ。十八 このごとき人はわれらの主い匹をキリストに服事をおのれの腹につかへるものなり。まことに言を巧にしてこころひつらひて質朴なるものの心をあざむくなり。十九 さきどゑんぢらの信服こと聞てまくべての人に傳揚さるべきゑんぢらのさまによりてよろこべり。我はゑんぢらが善にかしこく惡におろかなることをねがふ。二十 平康をあたへたる神ゑんぢらの足の下においてサタンを速にくだくべし。われらの主耶蘇キリストの恩ゑんぢらにあらんことをねがふ。二十一 テモテとわれらが親戚ルキヤソンソシパテロよりなんぢらに安をとへり。二十二 われこの書をかける

テリテヲ　キリストヨおいてあんちらヨ安とふ　三
と全會の寓主ガヨスあんちらヨ安ととふり邑の庫司エラスト
ゆふ兄弟クワルトあんちらヨ安ととふり　三四　つまるの主耶蘇
キリストの恩るんちらとともヨあるんこうをねがふアーメン
三五六　世のあらぶりしさきより隱藏たりしと萬國の民とし
て信ト知らしめんがために今ときるるき神の命ヨりる
ひ預言者の書ヨりてあらはしたるその奥義ヨもとづひて
我つくふる福音および耶蘇キリストの
教訓とをしへんちらと堅固もるこうをうるものモまる
もち獨一睿智神ヨ榮こうきりなく耶蘇キリストよりてあら
んこうを願アーメン

羅馬書終

BIBLE
北英國聖書會社
NATIONAL BIBLE SOCIETY OF SCOTLAND

1440

JUL 29 1989

95-91183

吉田佐吉